令和 2.4.1 制定

(趣旨)

第1条 群馬大学共同教育学部(以下「本学部」という。)における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学共同教育学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(入学手続)

- 第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所属する大学等を通じて、次の各号に 掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 入学願書(外国人留学生の場合は交換留学制度申請書)
 - (2) 成績証明書及び在学証明書
 - (3) 当該大学等の長の推薦書
- (4)健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

- 第4条 特別聴講学生の入学は、本学部の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可する。
- 2 入学を許可したときは、所属する大学等を通じて、本人にその旨通知するものとする。 (授業科目の履修範囲)
- 第5条 特別聴講学生が履修できる授業科目は、あらかじめ当該大学等との協議に基づき 定められた範囲内のものとする。

(単位の認定)

第6条 特別聴講学生の単位の認定方法は、本学部の学生の例による。

(成績証明書)

第7条 特別聴講学生が所定の授業科目を履修し、単位を取得したときは、所属する大学 等に成績証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第8条 特別聴講学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が入学 の許可を取り消すことがある。

(雑目1)

第9条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する 規定を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。